



—東地中海地域ニュース—

イスラエル・パレスチナ：西岸地区のユダヤ人入植者らの暴動に対する施策
(イスラエル首相府 HP)

西岸地区におけるユダヤ人入植者・右派活動家らによる暴動、破壊活動が激化していることを踏まえ、14日、ネタニヤフ首相は、事態を鎮静化するための諸施策を決定、発表した。

- 14日、アハロノヴィッツ公安相、ネエマン司法相は、保安庁（ISA）、国家警察、国防軍（IDF）の関係者らと協議を行った後、政府のとるべき施策案をまとめた。これらの施策案のうち、ネタニヤフ首相が承認した内容は、以下の通り。
 - (1) 暴動行為者に対する身柄拘束行政命令の即時発出許可（注；これまでも、セキュリティ上の理由があれば、パレスチナ人容疑者の身柄を拘束することはできたが、この措置をユダヤ人暴徒に対しても適用対象にする趣旨）
 - (2) 西岸入域禁止者の拡大（注；暴力行為に訴える可能性の高い入植者・活動家については、西岸入域を禁止する趣旨）
 - (3) 暴動行為者の軍事裁判所移管許可（注；被告の刑確定手続きを迅速にする趣旨）
 - (4) IDF 兵士への暴動行為者身柄拘束権賦与
 - (5) ISA、国家警察、IDF、検察関係者で構成される、西岸暴動に対処する調査特別チームの人員規模拡大・調査権限拡大
- 他方、ネタニヤフ首相は、施策案のうち、暴動行為者をテロリストに認定することについては、拒否した。
- ネタニヤフ首相は、「IDF 兵士、警察に対し危害を加えようとする者は、厳しく処罰されなければならない。IDF 基地で破壊活動を行う者は、ビルインで（分離フェンスに抗議する）パレスチナ人と同類である。また、暴動行為者はごく少数しかおらず、イスラエル国家に忠誠で法を遵守する多くの西岸居住者とは区別されるべきことを、強調することは重要である」と述べた。